

# 高校生 大学生 保護者 の皆様へ

A



Q


「18歳成人社会」、何が変わった？

令和4年4月1日以降、18歳で成人し、親の同意なく契約できます。

新成人を狙う悪質商法はすぐそこにあります。

「私は大丈夫」は通用しません。

このチラシをご家族や大切な方と共有してください。

 裏面へ

成人したら  
狙われる!?

# お金のヤバイ話

## トラブル1 副業サイト



**SNS** で知り合った人に簡単に儲かるとセミナーや教材を勧められ、お金がないと伝えられるとローンなどお金の借り方を教えられ、結局契約したが儲からない。

## トラブル2 エステ



**無料体験** のエステの施術後、別室で執拗な勧誘を受け、高額なコースをクレジット決済で契約してしまったが、支払えない。

## トラブル3 定期購入



初回限定  
特別価格500円!

**動画投稿** サイトの広告を見て初回特別価格で安いと思いサプリを1回限りのつもりで注文したが、複数回購入が条件の契約だったため翌月にまとめて数万円請求された。

そもそも...

# 「成年年齢引下げ」って何?

令和4年4月1日から、18歳で成人(大人)になり、親などの同意がなくても契約できるようになります。

18歳から  
自分で

- 携帯電話も契約できる
- アパートも借りられる
- クレジットカードも作れる
- ローンも組める ... etc

一般的に契約の知識や社会経験、判断能力が未熟と思われる新成人が、言葉巧みにローンを含む高額契約に誘導される危険性があります。

未成年者が親の同意なく締結した契約は、要件を満たせば取り消せますが、成年年齢引下げ以降は、契約時点で18歳以上の場合は未成年者契約取消の対象になりません。

※ 飲酒、喫煙、公営ギャンブル(競馬、競輪、競艇、オートレース)は20歳から

不安な時や困った時は



消費者ホットライン

188

※自動応答にて郵便番号を入力すると、最寄りの消費生活相談窓口が案内されます。

※市内3か所の消費生活センターの詳細は、右のQRコードへ

